

神環環都第411号  
令和3年7月28日

大阪湾広域臨海環境整備センター  
理事長 荒木 一聡 様

神戸市長 久元 喜造

「フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業」に係る  
環境影響評価準備書についての意見書

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第20条第4項の規定に基づき「フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業 環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)について、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

1 総括

本事業に係る環境影響評価は、予測・評価の対象とした各環境要素について、概ね適切に実施されている。

今後、計画の詳細設計を検討していく過程において、本意見に十分留意したうえで、環境に配慮したより適切な環境保全措置を検討し、積極的かつ柔軟に実施していく必要がある。

2 全般的事項

(1) 確実な環境保全措置の継続

本事業は長期間にわたって行われる事業であることから、準備書に記載された環境保全措置を継続して、確実に実施する必要がある。

(2) 護岸への藻場の形成

藻場は、海洋生態系において重要な役割を担うとともに、ブルーカーボンとして二酸化炭素を吸収・固定化する等、陸域の森林等と同様の機能も有する。準備書においては、捨石傾斜堤式護岸を採用しているが、護岸の詳細設計にあたっては、可能な限り藻場が形成・維持されやすい護岸構造を検討する必要がある。

### (3) 環境影響評価書における記載上の留意事項

準備書において、施工性や経済性などから鋼矢板式を遮水シート式に変更するとしているが、当該遮水シート式の施工方法・安全性・耐久性に関する説明が十分になされているとは言い難い。廃棄物最終処分場において、遮水性能は最も関心の高い事項の一つであることから、遮水性の確保に関する情報を積極的かつ丁寧に説明する必要がある。

また、審査会における審議を通じて、大気質の予測結果等を一部修正する必要が出てきたことから、環境影響評価書には修正後の等値線図を記載する必要がある。

### (4) 事後調査の実施

準備書において、予測の結果は熟度の高い事業計画に基づいており、環境保全措置の効果の不確実性も低いことから、環境影響評価法に基づく事後調査は行わないとしているが、予測方法の妥当性及び予測評価の結果を検証するとともに、環境保全措置の履行状況を確認するため、神戸市環境影響評価等に関する条例に基づく事後調査を実施する必要がある。

また、廃棄物の埋立終了後も廃棄物最終処分場の遮水性能が継続して維持されていることを周辺海域の水質モニタリング等により確認する必要がある。

なお、事後調査の過程で、予測した環境影響に大きな差異が生じた場合や、現時点で予測しえなかった環境影響が生じた場合は、関係行政機関に報告の上、状況に応じた適切な環境保全措置を速やかに行う必要がある。

## 3 個別的事項

### (1) 水質

ア 護岸工事による水の濁りや懸濁物（浮泥）の発生による影響を低減するため、汚濁防止膜を適切に設置する等の措置を確実に実施する必要がある。また、水の濁りや浮泥に関する防止措置が効果的に実施されているかどうかを確認するため、事業実施区域周辺の水の濁りや付着生物が生息・生育する場所への浮泥堆積状況を定期的に調査することが望ましい。

イ 遮水シートが十分な遮水性能を有していたとしても、施工方法に不備があった場合は必要な遮水性能が得られないため、施工中の管理及び施工後の水質モニタリングを徹底する必要がある。

ウ 排水処理施設の適切な運転管理及び維持管理を行うとともに、定期的に水質管理を行い、適正な水質の確保に努める必要がある。

## (2) 動物, 植物, 生態系

ア 生態系の注目種としてワカメを選定しているが, 水温や養殖など本事業以外の要因からの影響を比較的受けにくいと考えられるアカモク (シダモク), タマハハキモク等を指標種とすることが望ましい。

イ 本事業実施区域を含む六甲アイランド南建設事業は現在も工事中であるが, 一部の護岸は既に整備されており, これらの護岸には藻場が形成されるなど, 新たな生態系が形成されている。そのため, 工事による水の濁りや浮泥が, 既に形成された藻場や今後形成される藻場に与える影響を最大限低減する必要がある。

## (3) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出が少ない重機や船舶の採用及びこれらの適切な点検整備, 環境負荷の小さい運転の励行等の措置を確実に実施するとともに, 再生可能エネルギー等の最新技術を活用することで, 温室効果ガス排出量の削減に最大限努める必要がある。

また, 事後調査を実施し, その削減効果を確認する必要がある。